

令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について (概要版)

厚生労働省が実施した、令和2年度における「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和2年度	令和元年度	平成30年度
養護者による虐待	相談・通報件数	637件	607件	569件
	虐待判断件数	379件	370件	350件
	被虐待者数	393人	378人	358人
養介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	27件	41件	35件
	虐待判断件数	8件	11件	17件
	被虐待者数	12人	10人	17人

(注) 被虐待者数は、特定ができた方のみ的人数。

1. 養護者による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は637件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は379件、被虐待者数は393人でした。

(2) 相談・通報者

- 「介護支援専門員」が288人(45.2%)と最も多く、次いで「警察」が93人(14.6%)、「当該市町行政職員」が60人(9.4%)でした。

表1 相談・通報者(複数回答)

		介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町行政職員	警察	その他	不明(匿名含)	合計
R2年度	人	288	24	24	21	10	40	45	15	60	93	33	0	653
	割合	45.2%	3.8%	3.8%	3.3%	1.6%	6.3%	7.1%	2.4%	9.4%	14.6%	5.2%	0.0%	—
R1年度	人	262	42	32	18	15	31	53	6	65	60	34	3	621
	割合	43.2%	6.9%	5.3%	3.0%	2.5%	5.1%	8.7%	1.0%	10.7%	9.9%	5.6%	0.5%	—

(注) 割合は、相談・通報件数(R2:637件、R1:607件)に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が275人(70.0%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が144人(36.6%)、「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」が89人(22.6%)、「経済的虐待」が50人(12.7%)でした。

表2 虐待の種類・類型(複数回答)

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
R2年度	人	275	89	144	1	50	559
	割合	70.0%	22.6%	36.6%	0.3%	12.7%	—
R1年度	人	251	83	148	0	48	530
	割合	66.4%	22.0%	39.2%	0.0%	12.7%	—

(注) 割合は、被虐待者の総数(R2:393人、R1:378人)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

- 各市町の判断では、もっとも深刻な「5生命・身体・生活に関する重大な危険」に該当するのは16人（4.1%）でした。

表3 虐待の深刻度（各市町の判断によるもの）

5段階による判断		5 生命・身体・ 生活に関する 重大な危険	4 ～	3 生命・身体・ 生活に 著しい影響	2 ～	1 生命・身体・ 生活への影響 や本人意思の 無視等	合計
R2年度	人	16	29	98	119	131	393
	割合	4.1%	7.4%	24.9%	30.3%	33.3%	100.0%
R1年度	人	32	21	126	90	109	378
	割合	8.5%	5.6%	33.3%	23.8%	28.8%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R2：393人、R1：378人）に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・認知症の有無

- 性別では、「女性」が297人、「男性」が96人でした。
- 年齢階層別では、「85～89歳」が94人（23.9%）と最も多く、次いで「80～84歳」が92人（23.4%）、「75～79歳」が77人（19.6%）でした。
- 被虐待者の中で、介護保険の認定を受け、認知症または認知症の疑いを示す「認知症日常生活自立度Ⅱ」以上（認知症はあるが自立度不明含む）の人は216人（55.0%）でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	不明	合計
R2年度	人	96	297	0	393
	割合	24.4%	75.6%	0.0%	100.0%
R1年度	人	105	273	0	378
	割合	27.8%	72.2%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R2：393人、R1：378人）に対するもの。

(注) [参考値] 65歳以上の人口368,416人のうち、男性164,648人（44.7%）、女性203,768人（55.3%）
75歳以上の人口184,574人のうち、男性 75,726人（41.0%）、女性108,848人（59.0%）
（『令和2年滋賀県推計人口年報』より）

表5 被虐待者の年齢階層

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
R2年度	人	34	51	77	92	94	44	1	393
	割合	8.7%	13.0%	19.6%	23.4%	23.9%	11.2%	0.3%	100.0%
R1年度	人	35	47	67	87	99	43	0	378
	割合	9.3%	12.4%	17.7%	23.0%	26.2%	11.4%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R2：393人、R1：378人）に対するもの。

表6 被虐待者の認知症の有無

		被虐待者の数	被虐待者のうち 介護保険認定済み	
			うち認知症または 認知症疑い	
R2年度	人	393	291	216
	割合	-	74.0%	55.0%
R1年度	人	378	283	222
	割合	-	74.9%	58.7%

(注) 割合は、被虐待者の総数（R2：393人、R1：378人）に対するもの。

(注) 「認知症または認知症疑い」は、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数。
（認知症はあるが自立度不明含む）

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

- 被虐待者から見た虐待者の続柄は、「息子」が147人(35.4%)と最も多く、次いで「夫」が105人(25.3%)、「娘」が61人(14.7%)、「妻」が52人(12.5%)でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄 (複数回答)

		夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟 姉妹	孫	その他	不明	合計
R2年度	人	105	52	147	61	15	3	8	8	16	0	415
	割合	25.3%	12.5%	35.4%	14.7%	3.6%	0.7%	1.9%	1.9%	3.9%	0.0%	100.0%
R1年度	人	96	50	127	66	20	6	10	12	12	0	399
	割合	24.1%	12.5%	31.8%	16.5%	5.0%	1.5%	2.5%	3.0%	3.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、虐待者の総数 (R2: 415人、R1: 399人) に対するもの。

(7) 虐待への対応策について

- 令和2年度中に対応が必要とされた被虐待者の人数は、令和2年度中に新たに被虐待者と判断された人(393人)と令和元年度までに被虐待者と判断され、引き続き対応が必要とされた人(303人)の合計696人でした。
- 対応策として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が158人(22.7%)で、そのうち「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が62人、「契約による介護保険サービスの利用」が31人でした。
- 「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は、411人(59.1%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が281人、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が127人でした。

表8 分離の有無

	R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	158	22.7%	182	27.2%
被虐待者と虐待者を分離していない事例	411	59.1%	409	61.1%
現在対応について検討・調整中の事例	10	1.4%	1	0.1%
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	62	8.9%	50	7.5%
その他	55	7.9%	27	4.0%
合計	696	100.0%	669	100.0%

(注) 合計件数中には、対象年度中の虐待判断事例の他、「事実確認調査までは対象年度以前に行われ、その対応策が対象年度に入ってから執られた事例」が含まれている。

表9 分離を行った事例の対応

	R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合
契約による介護保険サービスの利用	31	19.6%	51	28.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	4	—	1	—
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	62	39.2%	71	39.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	40	—	42	—
緊急一時保護	6	3.8%	8	4.4%
上記のうち面会の制限を行った事例	3	—	4	—
医療機関への一時入院	27	17.1%	22	12.1%
上記のうち面会の制限を行った事例	4	—	1	—
上記以外の住まい・施設等の利用	15	9.5%	15	8.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	5	—	7	—
虐待者を高齢者から分離（転居等）	12	7.6%	11	6.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
その他	5	3.2%	4	2.2%
上記のうち面会の制限を行った事例	1	—	0	—
合計	158	100.0%	182	100.0%
上記のうち面会の制限を行った事例	58	—	55	—

(注) 割合は、分離を行った事例の総数（R2：158人、R1：182人）に対するもの。

表10 分離を行っていない事例の対応（複数回答）

	R2年度		R1年度	
	人数	割合	人数	割合
養護者に対する助言・指導	281	68.4%	271	66.3%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6	1.5%	8	2.0%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	38	9.2%	24	5.9%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	127	30.9%	153	37.4%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	16	3.9%	19	4.6%
その他の対応	84	20.4%	92	22.5%
経過観察（見守り）	64	15.6%	67	16.4%

(注) 割合は、分離を行っていない事例の数（R2：411人、R1：409人）に対するもの。

2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の19市町で受け付けた相談・通報件数は27件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は8件でした。

(2) 相談・通報者

- 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」、「介護支援専門員」がともに6人（22.2%）と最も多く、次いで「家族・親族」、「地域包括支援センター職員」がともに4人（14.8%）でした。

表11 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	施設・事業所の管理者	医療機関従事者(医師含)	介護支援専門員	介護相談員	地域包括支援センター職員	社会福祉協議会職員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	警察	その他	不明(匿名含)	合計
		R2年度	人	1	4	6	2	0	3	6	0	4	0	0	0	1	3
	割合	3.7%	14.8%	22.2%	7.4%	0.0%	11.1%	22.2%	0.0%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%	11.1%	7.4%	-
R1年度	人	1	7	11	2	11	0	1	1	1	0	0	1	0	6	1	43
	割合	2.4%	17.1%	26.8%	4.9%	26.8%	0.0%	2.4%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	14.6%	2.4%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数 (R2:27件、R1:41件) に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

- 施設・事業所の種別は「特別養護老人ホーム」が2件 (25.0%)、「介護老人保健施設」、「(介護付き)有料老人ホーム」、「小規模多機能型居宅介護等」、「短期入所施設」、「訪問介護等」、「通所介護等」が各1件(12.5%)でした。

表12 養介護施設従事者による高齢者虐待が認められた事業所種別

	R2年度		R1年度	
	件数	割合	件数	割合
特別養護老人ホーム	2	25.0%	2	18.2%
介護老人保健施設	1	12.5%	3	27.3%
介護医療院・介護療養型医療施設	0	0.0%	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	0	0.0%	0	0.0%
(住宅型)有料老人ホーム	0	0.0%	2	18.2%
(介護付き)有料老人ホーム	1	12.5%	0	0.0%
小規模多機能型居宅介護等	1	12.5%	0	0.0%
軽費老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
養護老人ホーム	0	0.0%	0	0.0%
短期入所施設	1	12.5%	0	0.0%
訪問介護等	1	12.5%	1	9.1%
通所介護等	1	12.5%	2	18.2%
居宅介護支援等	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	9.1%
合計	8	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は、虐待のあった施設の総数(R2:8件、R1:11件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

- 虐待の種別・類型は「心理的虐待」が6件 (50.0%) と最も多く、次いで「身体的虐待」が5件 (41.7%) でした。

表13 虐待の種別・類型（複数回答）

		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
		R2年度	人	5	2	6	0
	割合	41.7%	16.7%	50.0%	0.0%	0.0%	-
R1年度	人	3	0	8	0	0	11
	割合	30.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者の総数 (R2:12人、R1:10人) に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢

- 性別は、「女性」が8人 (66.7%)、「男性」が4人 (33.3%) でした。
- 年齢は、「80～84歳」が4人 (33.3%) と最も多く、次いで「85～89歳」が3人 (25.0%)、「90～94歳」が2人 (16.7%) でした。

表14 被虐待者の性別

		男	女	不明	合計
R2年度	人	4	8	0	12
	割合	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
R1年度	人	3	7	0	10
	割合	30.0%	70.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (R2:12人、R1:10人) に対するもの。

(注) [参考値] 65歳以上の人口368,416人のうち、男性164,648人 (44.7%)、女性203,768人 (55.3%)

75歳以上の人口184,574人のうち、男性 75,726人 (41.0%)、女性108,848人 (59.0%)

(『令和2年滋賀県推計人口年報』より)

表15 被虐待者の年齢

		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	不明	合計
R2年度	人	0	1	1	4	3	2	1	0	0	12
	割合	0.0%	8.3%	8.3%	33.3%	25.0%	16.7%	8.3%	0.0%	0.0%	100.0%
R1年度	人	0	1	4	0	2	2	1	0	0	10
	割合	0.0%	10.0%	40.0%	0.0%	20.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者の総数 (R2:12人、R1:10人) に対するもの。

(6) 虐待者の職種

- 虐待者の職種は、「介護職」が8人 (66.7%) と最も多く、次いで「管理職」が3人 (25.0%) でした。

表16 虐待者の職種

	R2年度		R1年度	
	人	割合	人	割合
管理職	3	25.0%	3	27.3%
介護職	8	66.7%	6	54.5%
(介護福祉士)	2	16.7%	1	9.1%
(内訳) (介護福祉士以外)	2	16.7%	1	9.1%
(介護福祉士か不明)	4	33.3%	4	36.4%
看護職	1	8.3%	1	9.1%
施設長	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	9.1%
合計	12	100.0%	11	100.0%

(注) 割合は、虐待を行った従事者の総数 (R2:12人、R1:11人) に対するもの。

(7) 虐待事案への対応状況

- 令和2年度に市町が対応を行った虐待事案15件 (対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む) について、市町により「改善計画提出依頼」が行われた事案は15件であり、「施設等に対する指導」が行われた事案は14件でした。
(事前に自主的に改善に向けた取組が行われた場合や施設自体が廃止された場合等は、改めて市町による指導等が行われない場合があります。)
- 介護保険法や老人福祉法の規定に基づく権限の行使が行われた事案はありませんでした。

表17 虐待事案への対応状況（複数回答）

	R2年度		R1年度		
	件数	割合	件数	割合	
市町村による指導等	施設等に対する指導	14	93.3%	19	95.0%
	改善計画提出依頼	15	100.0%	18	90.0%
	従事者等への注意・指導	11	73.3%	16	80.0%
介護保険法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	4	20.0%
	改善勧告	0	0.0%	3	15.0%
	改善勧告に従わない場合の公表	0	0.0%	1	5.0%
	改善命令	0	0.0%	1	5.0%
	指定の効力の全部または一部停止	0	0.0%	1	5.0%
	指定取消	0	0.0%	1	5.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	0	0.0%	4	20.0%
	改善命令	0	0.0%	2	10.0%
	事業の制限、停止、廃止	0	0.0%	1	5.0%
	認可取消	0	0.0%	0	0.0%
	現在対応中	0	0.0%	0	0.0%
	その他	0	0.0%	0	0.0%

（注）割合は、対象年度に対応を行った虐待事案（対象年度以前に通報受理・事実確認調査を行った事案を含む）の総数（R2：15件、R1：20件）に対するもの。

3. 本県の特徴・取組等

（1）本県の特徴

相談・通報者の内訳を見ると、養護者による虐待については、「介護支援専門員」が45.2%（全国平均27.3%）、養介護施設従事者等による虐待については、「当該施設職員」および「介護支援専門員」があわせて44.4%（全国平均35.3%）となっており、身近な介護福祉関係者からの相談・通報が全国平均と比較して高い割合を占めています。

このことから、本県では介護支援専門員や施設職員が相談・通報に大きな役割を果たしており、それが虐待事案を潜在化させることなく、虐待事案の発見につながっているものと考えられます。

（2）本県の取組

①相談支援

- 市町や地域包括支援センター、介護事業所向けの相談窓口の設置や研修等による人材育成、県民への啓発セミナーの開催等を行う「滋賀県高齢者権利擁護支援センター」を設置し、当センターへの委託業務の一つとして、市町の保健福祉関係者等に対して、虐待に係る困難事例や成年後見制度等についての専門的・技術的な相談支援を実施。

②介護福祉関係者等の研修

- 滋賀で培われてきた福祉の理念、価値観を学び、介護職としての誇りを醸成する階層別の研修会を開催。
 - ・ 滋賀の福祉人育成研修
 [新任期：87名修了、中堅期：48名修了、チームリーダー：39名修了、管理職：24名修了]

- 市町の保健福祉関係者や養介護施設従事者に対して、高齢者虐待に関する理解を深め、対応方法等を学ぶ研修会等を開催。
 - ・ 高齢者虐待対応基礎研修
[令和3年6月17日（34名参加）]
 - ・ 高齢者虐待問題研修会
[令和3年7月20日（69名参加）、7月21日（19名参加）]
 - ・ 権利擁護推進員（身体拘束廃止に向けた推進員）養成研修
[令和3年9月3日（27名参加）、9月8日（27名参加）、9月17日（27名参加）、自施設等実習60日間、12月22日（26名参加）]
 - ・ 身体拘束ゼロセミナー
[令和3年6月21日（364名参加）]

③県民等への啓発

- 県民等に対して、高齢者虐待に関する問題意識を喚起するため、啓発セミナーを開催。
 - ・ 高齢者虐待防止セミナー
[令和3年11月29日（76名参加）]

本県では、今後も引き続き、県内における高齢者虐待の状況を注視するとともに、介護者支援として、地域で開催されている介護者のつどいや認知症カフェ等の周知・啓発を行っていきます。

また、高齢者虐待に対応する市町の職員や養介護施設従事者等の知識や対応力の向上のため、上記のような高齢者虐待防止に向けた研修等を継続的に実施していきます。

さらに、調査結果からも被虐待者は認知症を有する人が多いことが明らかとなっていることから、介護者等の認知症に対する理解を深め、対応力の向上を図る研修等も実施し、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成 17 年法律第 124 号 平成 18 年 4 月 1 日施行)

1 目的（法第 1 条関係）

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることから、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務や虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、高齢者虐待の防止等にかかる施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定義（法第 2 条関係）

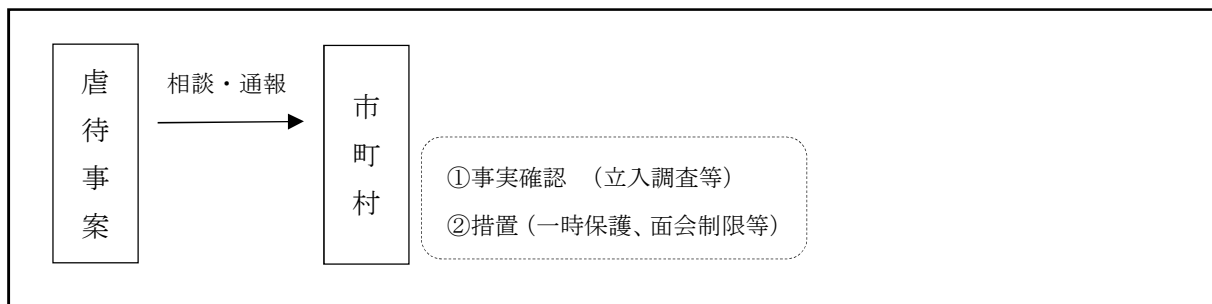
「高齢者」：65 歳以上の者(65 歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)

「高齢者虐待」：①養護者による高齢者虐待
②養介護施設従事者等による高齢者虐待

「高齢者虐待の類型」：①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、
③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

3 県・市町における高齢者虐待防止法等にかかる対応

①養護者による高齢者虐待（法第 6 条～19 条関係）



②養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第 20 条～25 条関係）

